内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

府令・デジタル庁令・防災庁令・復興庁令・省令

○東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三貸方科目の項中「デジタル庁」を「デジタル庁
防災庁」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之
法務大臣　山下　貴司
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　関　芳弘
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義
防衛大臣　小泉進次郎

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三貸方科目の項中「デジタル庁」を「デジタル庁
防災庁」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

防災庁令

○防災庁令第一号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）を実施するため、防災庁組織規則を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁組織規則

（企画官、人事企画官、防災情報通信システム官、政策調整官、地域防災調整官、防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官）

第一条　防災庁に、企画官、人事企画官、防災情報通信システム官、政策調整官、地域防災調整官、防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（人事企画官及び防災情報通信システム官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

3　人事企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち職員の人事に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　防災情報通信システム官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災（災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下この条において同じ。）に関する情報通信システムに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

5　政策調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

6　地域防災調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち地域における防災の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

7　防災デジタル調整官は、命を受けて、参事官の職務のうちデジタル技術を活用した防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（物資支援・物資輸送調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

8　普及啓発・防災教育調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災思想の普及及び防災に関する教育に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

9　災害緊急事態対処調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害応急対策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（政策調整官、防災デジタル調整官、避難支援調整官及び物資支援・物資輸送調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

10　避難支援調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難支援に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（防災デジタル調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

11　物資支援・物資輸送調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災に必要な物資及び資材の備蓄、調達及び輸送に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

12　復旧復興調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害復旧及び災害からの復興に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（政策調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

13　企画官の定数は併任の者を除き十人と、人事企画官、防災情報通信システム官、政策調整官、地域防災調整官、防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官の定数はそれぞれ一人とする。

（防災庁顧問）

第二条　防災庁に、防災庁顧問を置くことができる。

2　防災庁顧問は、防災庁の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

3　防災庁顧問は、非常勤とする。

（防災庁参与）

第三条　防災庁に、防災庁参与を置くことができる。

2　防災庁参与は、防災庁の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3　防災庁参与は、非常勤とする。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

○防災庁令第二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節の規定を実施するため、防災庁聴聞手続規則を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁聴聞手続規則

（趣旨）

第一条　内閣総理大臣又は法律の規定に基づき内閣総理大臣から権限を委任された所部の職員が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この庁令の定めるところによる。